



こんにちは

村田 けい子 です

みなさんのご意見・ご要望をお寄せ下さい。フェイスブックやっています。

090-9144-8534

発行/日本共産党立科町議会議員 村田桂子 立科町塩沢1483 ☎0267(56)2868

2019.1.18

No.187

地域の話

1, 11 消防出初式 今年も厳粛に開催。

—仕事をもちながらも住民の命と安全を守って献身する消防団—



出初式の様子



出初式の後 行進する消防団



元気に行進する保育園児たち(幼年消防隊)

「消費税10%導入にともなう景気減速」への対応策… 複雑すぎて、混乱必至

Q 消費税増税に対する「景気対策」で消費税率が「3%、5%、6%、8%、10%と5段階になります」というのはどういうことですか？(読者)

A、安倍晋三政権が10月に狙う消費税増税に対する「景気対策」で消費者が実質的に負担する消費税率が5段階になることです。

安倍政権は増税への対策として「ポイント還元」などを行っています。ポイント還元とは中小の小売店でクレジットカードなどのキャッシュレス(非現金)で支払いをした場合に、購入金額の5%相当をポイントで還元するというもの。

「健康飲料」と見られている商品でも異なる税率
(買う商品、買う店、買い方による実質の消費税率負担率)

買う商品	オロナミンC (飲食品)		リポタンD (医薬部外品)	
	現金	カード	現金	カード
買う店	大手スーパー	8% (複数税率)	8% (複数税率)	10% (飲食品ではないため、複数税率が適用されない)
	コンビニ	8%	6% (複数税率+2%還元)	8% (2%還元)
	中小の小売店	8%	3% (複数税率+5%還元)	5% (5%還元)

【ポイント還元で複雑に】

この5%分は政府が負担します。ただし、コンビニなどフランチャイズ店はポイント還元率を2%としました。

このポイント還元と、食料品などにかかる消費税率を8%に据え置く複数税率をセットにすると、買う商品(食料品かそれ以外か)、買う店(大手スーパーか中小小売店か、コンビニか)、買い方(現金かカードか)の組み合わせで、消費者が実質的に負担する消費税率が、図のように5段階になってしまいます。

あまりの複雑さのために現場の混乱は必至です。日本チェーンストア協会など3団体は「日々の買い物において必要のない混乱が生じる」「過当な競争を招き込む」などの懸念をあげ、見直しを求める要望書を政府に提出しました。(2019・1・16)



今年も一年
元気で過ご
せませすよう

今週のパチリ

1月14日の午前中、西塩沢地区ではどんど焼きが行われました。「おめでとうございます。」「お久しぶりです」大きなダルマやしめ飾りを持ち寄り道祖神の前でお炊き上げ。昨年の恵みに感謝し、「今年もまた無病息災でありますように」との願いを込めて祈ります。火が衰えるまで、世間話に花を咲かせます。「お元気で何よりです」「昔はね…」話はつきません。火であぶったおみかんをいただきました。「これで風邪をひかないよ」

シリーズ検証 日米地位協定

12月議会に請願として挙げられた「米軍基地負担に関する請願」、町議会では全会一致で可決され、関係機関にとどけられましたが、その実態をシリーズでお知らせします。

以前住んでいた神奈川県では、横須賀基地や厚木基地などがたくさんあり、軍人や軍属による事件・事故の他、航空機などからの部品落下事故や不時着事故が絶えませんでした。昨年8月より、横田基地にオスプレイが5機配備され、昼夜を問わず離着陸訓練が行われて、爆音や風圧による被害などを巻き起こしています。

又、基地上空だけでなく、低空で隣接する学校や住宅地の上もお構いなしの飛行が繰り返され、安全を脅かしています。今後、私たちの上空も同様の訓練が行われる危険があります。日米地位協定などをしっかりと理解して改定にむけてモノを言っていくことが必要です。立科町議会で意見書があったのは、本当によかったと思います。他に、佐久地域でア軽井沢・御代田・川上・北・南相木村など。

日米地位協定は1960年1月に改定された日米安保条約の第6条(基地の供与)に基づくもので、全28条からなります(表)。その内容は次の三つに大別されます。

(1)基地の提供 米軍は日本全土に基地を置くことができ、「移動」のため日本中の陸海路、空域を使用できる。基地返還の際、原状復帰の費用は日本が負担。さらに日本側は地代など基地の費用負担を分担する。

(2)基地の管理 米軍は提供された基地を排他的に管理し、火災や環境汚染などが発生しても日本側当局者は許可なしに立ち入れない。米軍は基地内に自由に施設を建設でき、どのような部隊も配備できる。無通告での訓練も可能。

(3)米軍・軍属の特権的地位 国内で米兵や軍属が犯罪や事故を起こしても、「公務中」であれば米側が第1次裁判権を有する。被害者への補償は「公務外」の場合、示談。多くは泣き寝入り。また、納税や高速道路の利用料免除、旅券なしで出入国可能など、多くの特権が。

《処罰もされずに》

日米地位協定に基づく膨大な国内法も整備されています。たとえば、航空機が飛行中に物を落としたり航空法に基づいて処罰されますが、米軍機は航空法特例法により、普天間第二小のような部品の落下事故でも罰せられません。オートローテーション機能がないオスプレイが国内を飛ぶのも、同法があるからです。

また、事故現場の立ち入り規制は、地位協定合意議事録で、米軍の「財産権」が保障されていることを根拠にしています。

さらに、地位協定は膨大な密約と一体で運用されています。たとえば、「公務外」の事件・事故の場合は日本側が第1次裁判権を有しますが、その場合でも日本側が裁判権を行使しないとの密約が存在しています。

《日本は今も植民地状態 欧州・韓国では主権に関わると改定 根源は占領特権》

日米地位協定の前身は52年4月に発効した日米行政協定です。同協定は、占領軍として駐留した米軍が日本の独立後も基地を維持することを柱とした旧安保条約に基づき、米側の全面的な裁判権行使や無制限の基地管理権などを定めています。

いわば米軍の占領特権をそのまま継続するものです。

(日刊しんぶん赤旗電子版10月28日より転載)

■地位協定の条文を比較すると…

	日本 (日米地位協定)	ドイツ (ボン補足協定)	イタリア (モデル実施取り決め)
国内法適用	原則として米軍に国内法は適用されない	施設区域の使用や訓練・演習で法令を適用	訓練行動等で国内法の順守義務を明記
基地の管理権	排他的管理権を認め、日本側の立ち入り権なし	政府、自治体の立ち入り権明記。緊急の場合、事前通告も不要	全基地はイタリア軍司令部の下に置かれ、自由に立ち入り可能
訓練・演習への関与	規制する権限なし。通報もされない	ドイツ側の許可・承認・同意が必要	イタリア軍司令官への事前通告、調整・承認を明記
警察権	米軍の財産の捜索、差し押さえ、検証の権限なし(合意議事録)	ドイツ警察の基地内での任務遂行権を明記	イタリア軍司令官が全基地に立ち入る権限

国民の批判をおそれた日本政府は52年2月まで公表せず、国会審議も行われませんでした。

その行政協定の内容はほぼ、日米地位協定に引き継がれています。地位協定は今日まで一度も改定されていません。ちなみに、米軍機の低空飛行や危険飛行、欠陥機オスプレイの飛行などを「合法化」している航空法特例法も52年9月の公布以降、一度も改定されていません。

日本の空は今も植民地状態なのです。モノを言う政府に変え、日米地位協定の改定を。